

出願要件オーストラリアでの 植物育成者の 権利について。

オーストラリアの植物育成者の権利に対する出願要件を満たすために、ウォーターマークは以下の情報を必要とします。

オーストラリアでの植物育成者の権利に対する出願は、2つの部分からなります。最初の出願(パート1)では、出願人は、新しい植物品種がPBR(植物育成者権)に適合であり、その他の公然知られている品種とは異なっているという明白な主張を立証しなければなりません。パート1の出願が許可された場合、その植物品種は、オーストラリアで仮保護の対象になります。パート2の出願(品種の詳細説明書)は、パート1の出願から12ヶ月以内が期限ですが、ここでは新しい植物品種がPBRに適合であるということを立証しなくてはなりません。この第2の部分は通常オーストラリアで承認/認定された有資格者によって作成、立証されます。オーストラリアでPBRの付与を受けるためには、パート2の出願が申請、承認、公開されなければなりません。

オーストラリアでPBR出願(パート1)を提出するには、以下が必要です。

- a 出願人の氏名と住所、更に
- b 生育者の氏名と住所の詳細(出願人が、品種の育成者でない場合は、この出願を行う権利に関する、譲渡、意志もしくは法の適用による移転の明細)、更に
- c その他の公然知られている品種とは異なっているという明白な主張を立証するのに十分な、品種の簡単な説明、更に

- d 品種の名称とその名称に対して提案している同 異名、更に
 - e 品種が育成された場所の名称、更に
 - f 以下を含む、育成プログラムの中で使われる各親品種の詳細、
 - (i) オーストラリアで知られているか売られている親品種の名称の明細、更に
 - (ii) オーストラリアか他の国で付与されたPBRの明細、更に
 - (iii) 品種が育成された方法の簡単な説明、更に
 - g 他の国での、その品種に対するあらゆる種類の権利の申請または付与の明細、更に
 - h 承認/認定された有資格者(QP)の任命。この有資格者は、以下のことを行います
 - (i) 出願明細を検証します、更に
 - (ii) 必要な場合は、品種の試験栽培や更に進んだ試験栽培を監督します、更に
 - (iii) 品種の詳細説明を検証します。
 - i オーストラリアの遺伝資源研究所(GRC)の任命、
 - j 署名済み代理人許可書。
- *政府へ出願料を支払う必要があります。

Our Offices:

メルボルン
電話: +61 3 9819 1664

シドニー
電話: +61 2 8874 0400

パース
電話: +61 8 9222 0100

電子メール:
mail@watermark.com.au

ウェブサイト:
www.watermark.com.au

Twitter @WatermarkIP
Watermark
Intellectual Property

Our Services:

- Patents & Designs
- Trade Marks
- IP Legal
- IP Advisory
- Competitive Business Intelligence